

第29回 住居表示審議会

平成26年2月6日(木)

千代田区役所 8階 第一委員会室

森永コミュニティ振興課長

- それでは、開催時刻となりましたので、ただいまから第29回千代田区住居表示審議会を開催させていただきます。委員の皆様には大変お忙しい中ご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。事前の説明を務めさせていただきます、コミュニティ振興課長の森永でございます。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、着席させていただきます。まず、お手元に配付しております資料の確認をさせていただきます。まず、座席表がございまして、会議次第。めくっていただきまして、資料1として「第28回千代田区住居表示審議会の開催について(報告)」というものでございます。さらに資料2として「第29回千代田区住居表示審議会資料」。また、参考として要望書。こちら猿楽町、三崎町町名変更反対の会から、ご提出いただいたものでございます。資料は以上でございますが、よろしいでしょうか。また、前回及び前々回の資料をお持ちでない方がいらっしゃいましたら、お申し出いただければと思います。改めて、こちらから資料をお配りさせていただきますが、よろしいでしょうか。では、本日よりよろしくお願いいたします。

—欠席者の紹介—

森永コミュニティ振興課長

- また、本日は議事録作成のため、議事内容を録音させていただいております。本日の質疑内容は発言者などを伏せた上で、区のホームページで公表させていただきますのでご了承ください。また、発言の際は、挙手をいただいて、司会者からの指名の後に、発言いただきますようよろしくお願いいたします。また、本日報道機関の方などが傍聴されております。傍聴されている方々へお願いさせていただきたいことがございます。写真撮影などは随時行っていただけますが、本会の会長が会議の進行に支障があると判断した場合は、ご退席いただく可能性もございますので、ご協力をお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、ここからの議事進行は山口会長にお願いしたいと思います。会長、よろしくお願いいたします。

たします。

山口会長

- 皆様、おはようございます。それでは、これから次第に従いながら私のほうで議事のほうを進行させていただきます。それでは、さっそくですけれども、議事1になりますか。前回の確認ということで、事務局のほうから説明のほうをお願いいたします。

森永コミュニティ振興課長

- それでは、資料1に基づきまして、ご説明させていただきます。こちらは、昨年の12月17日13時30分から16時30分。実施場所、この場です、第一委員会室で開催させていただいた、「第28回住居表示審議会を開催について（報告）」、その概要についてご説明させていただきます。まず、こちら、賛成派、反対派の方から、それぞれご意見を賜ったわけですが、それにつきまして、賛成派からのまず意見ということで、この庶民のまち、このまちを愛する気持ちを子どもたちに伝えたい。合理性、経済性だけで町名を考えてほしくない。さらに、地名も文化。神田をブランドと思っている人は多い。また、町会に入っていない人々に理解を得るために、印刷物などの配布に努力してきた。また、渋谷区猿樂町と間違える人が多いが、神田がつけば間違わないというようなお話を賜りました。その上で、こちら各委員から町名変更を実施する場合に、猶予期間をどのように考えるかというお話がありましたが、その際には一定の期間はあってもよいというお話を賛成派の方からいただいたものでございます。また、こちら若い人も神田冠称の復活を望んでいるのかという、このご質問に対して、若い人はあまり関心がないと思うというお話をいただきました。また、そのコストという面で、事業所の意見は聞いたのかというご質問に対して、賛成派の方から、町会に入っている事業所で署名をしていただいたところもあると。その後事業所の意向は聞いていない。お茶の水小学校で開催された地域懇談会でコストを心配している人がいたなどのお話がありました。また、こちら、推進派の方から、旧町名を守る政令があったはずだというお話がありました。その際に、私から、住居表示に関する法律の一部を改正する法律案、これは昭和60年なのですが、その際に国の委員会で附帯決議がつけられた。その内容について、ご紹介させていただきました。こちら、後ほど資料もございますので、ご説明させていただきます。また、委員から、私の住んでいるまちは外神田だが、町会名は旧町名、住居表示を実施したくなかったが従った。ほかのまちは逃げ得だというようなお話がありました。反対派からのご意見ということで、こちらについては、住居表

示未実施地区の町名のように変更するのが納得できない。また、町会員であるはずの私たちは全く知らなかった。さらに100%近い人が神田冠称復活に賛成しているというのが検討懇談会であった。その旨の発言があるのはおかしいというお話がございました。我々としては、1,000を超える賛成署名をいただいたことを前提にこの発言をしていたというお話を申し上げたところでございます。また、意向調査ということにつきまして、調査時期が1年10カ月前であり、人の移動などを考慮すると、もう古い。回収率51.9%は少ない。さらに、企業も重要なまちの構成員であるのだから、再度住民及び全ての企業を対象とした意向調査をすべきであるというお話がございました。さらに、神田の語源というものでございますが。こちら3ページでございますが、神田の語源は神社にお供えする供物をつくる田畑という意味で、武家屋敷であったこの地に神田を載せるのは、歴史を大事にしない行為だというお話がございました。これにつきましては、神田について、その程度の浅い理解なのかというお話もございました。さらに、こちら、下のほうでございますが、千代田区猿樂町というのは美しい名前で、神田はつかなくともよい。神田とつくと、神田駅で降りて苦勞する人がいる。多数決の世の中ではあるが、話し合いもなく、このまま進んでいくのは納得ができない。4ページでございます。納税者である企業、2万人というお話もございましたが、にも発言する権利はあるという話。また、区は企業にかかる費用を軽く見せようとしているのではないかというお話もございました。その際には、我々としては、かかる費用もさまざま、実際にかかるコストは区では把握することはできないということをご説明したところでございます。さらに、経済的被害があった場合の損害賠償請求のお話もございました。また、反対署名の内訳は非公開というお話でしたが、この審議会の中でも閲覧はできないのかというお話がございました。こちらにつきましては、署名は千代田区議会に提出したものであり、また署名をいただく際に、一切公開しないと約束したため非公開とした。持ち帰って検討するというお話を反対派の方からいただいたものでございます。こちらにつきまして、改めて我々のほうで確認をしたところ、こちらについては、その約束もあるということで提出できないということについて、改めてご連絡をいただいたところでございます。さらに、賛成の要望書作成などに区が関与しているのではないかなど、住民監査請求を考えているなどの厳しいお話もあったということでございます。さらに5ページでございますが、その上で、今後の方策ということをごちら、この会議の場でお話いただいたわけですが、移行期間というのがあるはずだ、時間をかけて総合的に判断するべきではないか。さらに、神田の歴史の意味について検討するべきである。さらに神田に付着している歴史を考慮すべき。神田の歴史や個人の情感については、どうにも対応できない。話し合いで解決すべき問題であろうと。さらに、賛成、反対にそれぞれ理屈があり、どちらが正しいということはこの審議会では決められない。今後できる限

りの材料を提示してもらいながら、検討を進めていくというようなお話があったということでございます。こちらが前回の12月17日に実施された第28回住居表示審議会の内容ということで、概略をご説明させていただきました。説明は以上になります。

山口会長

- 前回の議事録について、何かご意見等ございましたら。これは要点だけです。逐語的なものはまた記録として、残っているのですよね。

森永コミュニティ振興課長

- 改めて逐語などについては、記録は残させていただいておりますので、こちらについては、我々のほうの整理ということで、いわゆる公文書として保管しておりますので、それはご理解いただければと思います。また、こちらについては、ご意見などが、それぞれまたあるかもしれませんので、そちらにつきましては、お持ち帰りいただいて、改めて12日を目途に、こちらにご連絡をいただければと考えているところでございます。

山口会長

- ありがとうございます。続きまして、事務局のほうから、議事の2になりますか。資料説明のほうをお願いいたします。

森永コミュニティ振興課長

- それでは、資料2に基づきまして、こちらご説明させていただきます。こちら、お聞きいただきまして、目次というもので、今回ご説明させていただきますのが4点。これまでの審議会でも明らかになっている論点、さらに賛成派及び反対派それぞれのご主張、こちらについて整理させていただきました。また、神田の由来ということについて、我々が調べられる限りで調べることということで、先日もご説明させていただきましたが、こちらについて、我々の今の現状での整理内容についてご説明させていただきます。また、旧町名復活に関する附帯決議、先ほどご説明したものの、こちらについて参考でお示ししているものでございます。お聞きください。3ページでございます。これまでの審議会でも明らかになった論点ということで、こちら我々が整理しているもの、大きく分けて3点、整理させていただきました。まず1点目。三崎町、猿楽町地域の町名の変遷ということについて、お話がご

ございました。こちらについて、三崎町、猿楽町の住居表示実施などの経緯などについて、これまでさまざまな議論をさせていただき、我々として、調べられる限りのものについてご説明させていただきました。また、神田の文化、地理、歴史的意味、こちらにつきまして、これまでもご説明させていただきましたが、賛成派、反対派、それぞれに理屈があるということのを改めて考慮し、我々としても検討する必要があるのかなということを考えております。その上で、これ以降で、改めて我々が把握している限りについて、整理したものをご説明させていただきます。大きく分けて2点目。三崎町及び猿楽町の町名変更を実施した場合の影響というものでございますが、こちらについては町名変更を実施した場合の経手や費用ということで、こちら大きく分けて3点。これまでの審議会でご説明させていただいておりましたが、チラシなどの印刷経費、人件費などを勘案していないということについて、反対派からご指摘いただいているところでございます。また、さまざまな規模や業種の事業所などがあり、全ての経手や費用を把握することは不可能ということをお我々としてご説明させていただいているところでございます。また、2点目。町名変更を実施した場合の経手などを円滑に行うための工夫ということで、こちらについては、まさに一定の移行期間ということをお設けることで、経手の円滑化や費用の削減を図ることが可能ではないかというようなお話もいただいたところでございます。また、3点目。こちら三崎町及び猿楽町の住民などの意見の把握というものでございますが、これまで我々のほうに提出されてきた署名や陳情などについて、ご報告させていただいたところでございますが、そのうちの(2)でございます。住民意向調査、こちらについて、結果につきまして、初回、第27回住居表示審議会でご説明させていただきましたが、こちらにつきまして、調査対象範囲や回収率などを踏まえ、現在における有効性、これについて反対派から問題提起がされているところでございます。さらに(3)。現在における地域の合意形成状況をどのように確認するのかというところ。こちらにつきましては、これまで我々、前回第28回住居表示審議会でご賛成、反対、それぞれから意見を聴取したところでございますが、こちらについて、今後、どのように我々はその意向を確認していくべきなのかということについて、我々、論点として示されているものでございます。その上で、4ページでございます。賛成派及び反対派の主張。こちら先ほど申し上げましたが、それにつきまして、大項目、地名の思い、その他で、こちら整理させていただきまして、それぞれのいわゆる主張、お考えを論点としてまとめたものでございます。まず、地名への思いというものでございますが、賛成派からは、神田をブランドと思っている人は多いというお話をいただきました。一方、反対派。千代田区猿楽町というのは美しい名前でも、神田はつかなくてもよいというお話がございました。文化・歴史という面につきましては、賛成派の方から、地名も文化の一つ、昔に戻して、正しい文化を伝えるのは我々の仕事だというお話がございました。

が、反対派からは、猿楽町は119年間、三崎町は121年間、この町名で定着している。過去武家屋敷であった猿楽町、三崎町の地に、神田を載せるのは歴史を大事にしない行為だというお話をいただきました。また、地理的な意味ということに関しまして、賛成派からは、渋谷区猿楽町と間違える人が多いが、神田とつけば間違わないというお話がございました。一方反対派からは、猿楽町、三崎町は神田駅から遠く、神田とつくと、神田駅で降りて苦勞する人がいるというお話がございました。住居表示の実施ということに関しまして、賛成派からは、住居表示実施時に、神田がなくなることに関しまして、疑問があると、それ自体に疑問があるというお話がありました。反対派からは過去の住居表示審議会において、審議された結果であり、そこで町名変更したという経緯、これを我々は理解しなければいけないというお話をいただきました。また、賛成派の証拠の関係法律ということに、これはなるかどうか難しいところなのですが、ちなみにということで、賛成派からは町名の保存等に関し、適切な措置を講ずべきという附帯決議もあるというお話もございました。反対派からは、猿楽町、三崎町は住居表示法に基づき、住居表示が実施されているのだということを強く言われたということでございます。その他として、賛成派からは、合理性、経済性だけで町名を考えてほしくない。一方、反対派は町名変更にはコストがかかる。平成23年度に行われた意向調査はもう古く、回収率が低い上に、企業を対象外としている。再度、住民及び企業を対象とした意向調査を実施すべきだというお話をいただいたところでございます。お聞きいただいて、こちらからは神田の由来ということについて、我々が調べられる限りで、こちら整理したものでございます。まず、神田という地名の由来ということでございますが、地名の起源としては大きく分けて2つ。皇大神宮、いわゆる伊勢神宮なのですが、こちらに新稲を奉るべき神田（みとしろ）、御田であったことから、神田の名が生まれたとする説がまず1つございます。さらにもう1つ。神田明神の神田（しんでん）が置かれたことを由来とする説ということでございます。こちら、我々、ここにそれぞれの参考として、調べられる限りの文書などを載せております。後ほどご参照ください。ちなみになのですが、こちらには書いてございませんが、神田という、神に田んぼという地名に関してなのですが、こちら調べられる限りで調べると、比較的、青森、長野、大阪、名古屋などさまざまところがございます。その、それぞれの根拠というものを調べてみましたが、こちらについては、神社に納める稲をつくる田という説があるというようなお話が、それぞれのホームページなどで調べた結果、我々が理解しているものでございます。また、こちらに書いてございませんが、例えば、港区の三田というのがございますが、こちらにつきましても、実は、この神の田んぼから始まっているというお話もあったというようなことを我々は理解しているものでございます。続きまして、6ページでございます。神田の範囲というもので、こちら、いわゆる古い文書などを我々整理しまして、中世以降の経緯などについて、調べ

られる限りで調べたものでございます。中世におきましては、いわゆる神田橋御門周辺、この紫で示している、このあたりというような文書が残っているというものでございます。さらに、江戸時代。江戸時代は、ここの下の江戸の郷土史というものにもございますが、東は豊島町、西は小川町、以下、旅籠町までを境とする地域。いわゆる、このブルーの地域をイメージされるエリアをこちら神田の範囲ということで、こちらは把握したところでございます。また、明治維新後ということですが、こちらは、この緑で示しているエリアですが、内神田、駿河台、小川町、外神田を含んだ広域地名になってきたということでございます。明治11年、こちら赤で示している、こちら我々行政として把握できるものなのですが、神田区というものが、この示されているエリアになります。現在で申し上げますと、千代田区の北東部を呼ぶ広域的な地名になっているということを我々認識しているものでございます。続きまして、ちなみに参考として、それぞれ文書に載っていますが、例えば、7ページ。こちら昭和35年3月に発行された千代田区史においても、一応神田というエリアはこのあたりだということを一応示されている文書があったということでございます。こちら明治2年の東京地図が元になっているようだということは、我々理解したものでございます。実は、こちら本年1月12日に放映されたテレビ報道で、この三崎町、猿楽町においては、これは柴崎村だという見解が示されていたところでございます。こちらにつきましても、我々改めて調べてまいりました。参考としてお示ししますが、こちら実は我々区の学芸員などに一応調べてもらいまして。いわゆる柴崎村というものの自体が、神田橋、大手町のあたりであったのではないかとということが類推できているものでございます。ですから、先日放映があったものでございますが、この柴崎村というのは、三崎町、猿楽町を示しているというようなことは、これはちょっと我々の理解と違うのかなということが類推できるものでございます。ちなみに、この下に、目で見ると千代田の歴史ということで絵を示しておりますが、こちらは、いわゆる室町幕府の時代。こちら1400年代の長祿の江戸図というものでございますが、この赤で囲っているところに神田村というものがございます。ちなみに、その左に神田明神。実は、この神田明神は、いわゆる古い時期の神田明神でございまして、今でいう大手町のエリアということで我々認識しております。その右側に、いわゆる柴崎村というのがあるのかなということは我々理解できたところなのでございますが、こういった状況だということについて、ご説明させていただいております。9ページでございます。こちら、地名の変遷ということで、こちらざっくり整理しておりますので、後ほどご参照いただければと思います。一番最後のペーパー、11ページでございます。こちら町名等の保存及び継承に関する附帯決議ということで、先日口頭で申し上げましたが、一応こちらで改めてご説明させていただきます。この附帯決議、これは昭和60年の住居表示に関する法律の改正というものに伴いまして、衆議院、

参議院それぞれからの意見ということで、適切な措置を講ずべきだというお話がございました。その中では、大きく分けて3点。将来にわたって旧来の町名等をできるだけ消失せしめないよう市町村に対して適切な指導をすること。さらに2点目。既に消失した町名等の復活については、安定性を確保する必要があるが、総合的に勘案の上、旧町名等を復活させようとする場合には、地方自治法第260条の規定によって可能であるなら、その旨の周知を図ることと。3点目。これは国に対してということなのですが、市町村が継承を図るため、標識の設置、その他必要な措置を講じた場合においては、適切な財政措置について配慮することと。こういったことが、衆議院、参議院、それぞれの委員会から、附帯決議として正式に出されているものということで、我々理解しているものでございます。さらに、実は、こちら参考ということで、要望書というものがついております。こちらでございしますが、この本年1月29日。改めて猿楽町、三崎町町名変更反対の会、代表の方1名から、石川区長宛てに要望書というものが出されました。こちらでございしますが、アンケートにつきまして、実施時期が古いこと、調査対象者が偏っていること、調査対象者の年齢が20歳以上であるということ。これではアンケートとして不十分ではないか、ということにつきまして、大きく分けて3点。ということで、(1) 調査対象が事務所を構える事業所全部を含めたものとする。さらに(2) 20歳以上だけでなく、18歳以上を対象に入れるなど、考慮する。(3) 二次的被害を避けるためにも全て無記名でアンケート調査を再度する。こちらを要望という形でいただいているところでございます。紙としては用意できませんでしたが、その同日に議会に対して、陳情というものが改めて出されまして。こちら累計として6, 249筆の方の反対の陳情が今、議会に提出されているという状況になっております。私からの説明は、以上になります。

山口会長

- ありがとうございます。ただいま事務局のほうから、本日の審議会の議題について論点の整理、それから前回、いろいろ委員の皆様から出されていた経緯等について、調べられる限りの中で調べて、情報提供させていただいたということでございます。それでは、今回こういったような事務局のほうで論点の整理をしていただいておりますけれども、そのことについて、もう少し、こういうふうにしたらどうなのだろうかも含めまして、ご意見がございましたら、お願いしたいと思います。いかがでしょうか。

●委員

- 要望書のほうなのでございますけれども、この調査対象の、いわゆる事業所という

のが入っているのですが、これは事業所の1事業所に対して1票とか、どういう計算をするか。あるいは、社員をみんな全て対象にするか、その辺はどういうような考えなのでしょうか。

山口会長

- 何かその辺、事務局のほうは伺っていますか。

森永コミュニティ振興課長

- こちらについては、我々としては、そのお考え、この範囲、どういうふうにするのかということについて、この紙以上のものは承っておりません。

山口会長

- ほか、何か質問でも何でも構いませんので、ご質問、ご意見等ございましたらお願いをいたします。ちょっと私のほうからよろしいでしょうか。神田の由来ということで、ただいま事務局のほうから、るるご説明のほうがありましたけれども、現時点において、いろいろな形で調べられるものを類推しながら、今回ご説明をしていただいたという中では、基本的にいろいろな時代の変遷の中で、神田というのが、ここが神田だよということではなくて、いろいろな形の中で変わってきているという。そういうようなことでよろしいのでしょうか。

森永コミュニティ振興課長

- こちらにつきまして、この神田の範囲ということで、あえて、実は、図で点線で示しておりますが。いわゆる我々が記録に残っている限りで、あくまでも文書ということで、多分こういったところは類推できるなということを行っているところがございます。その上で、これはくれぐれも申し上げておきたいのが、いわゆる地名というもの、いわゆる行政的な世界で、ここからここはこういうエリアだというふうに決め始めたのが、明治以降だということになります。ですから、このあたりをこういうふうと呼んでいたというような、あくまでもその地域で生活されている、それぞれの方々がそういったことを、お互いに呼び合っていたというようなことで我々理解しておりますので。あまりこの、このエリア、この絵ではあえて示しておりますが、このエリアがこうだったということ、あくまでも確定的に言うこともできないということ。いわゆる、そこで生活されている方が

無意識に呼び合っていたことが、文書に残っているものを改めて整理する
ところというふうになったということになりますから、それぞれの生活され
ている方、その当時生活されている方々のご認識で、そのエリアなどは、
さまざまに変わってくるのではないかとすることは、我々も今の現状で理
解したところでございます。

山口会長

- ありがとうございます。ほか、ご質問でも、ご意見でもよろしいので、
何かございますでしょうか。いかがでしょうか。●委員。

●委員

- ちょっと状況が違うお話なのですけれども、3年ぐらい前ですか。平成の
大合併ということで、いろいろ市町村が合併をしました。確か3,000自治
体がある中で、1,300ぐらいになったのかな、結果的に。新しい町名とい
うか、市の名前がたくさん出てきて。そこで、もちろん議論もたくさんあ
っただろうと思います。その中で、今、この論点の整理の中で、やはり経
済的な負担は大変だというのはすごくわかるので、このあたり、それぞれ合
併をされた中で、当然同じような、登記簿謄本だとか、もちろん封筒だ
とか何とか、名刺も含めてこれは大きな負担がかかっていたのですけれど
も。このあたりで、各自治体が、どういうふうな対応をされてきたのかな
というの、1つ参考になるのではないのかなと。これは、日本国中で起こ
ったことなので。もしかしたら、自治体によって対応が違って、丁寧に自
治体がその部分を予算措置をしたというところもあるでしょうし。全然そ
このところはほったらかしになっていたところもあるかもしれないし。そ
のあたりのところの対応というのは、どうなんでしょう。

山口会長

- ただいま、●委員のほうからございましたけれども。確かに平成の大合併で、
そもそも自治体自体が変わっているわけですから、相当大きな変化があ
ったわけですけれども。その辺については、事務局のほうは何かありますか。

森永コミュニティ振興課長

- こちらにつきましても、やはり町名が変更になるというか住所の表記が変わ
るということに関して、その市町村合併ということは、非常に大きな影響

のあったものということで、我々、調べられる限りで調べてみたところでございます。その中では、いわゆるコスト的な負担をしたという事例は、あくまでも限定的で、ほとんどのところが、そういった地域を、地域というかその方にご理解を賜るということを繰り返すことで対応したということで、我々は理解しているものでございます。

山口会長

- それで、そのときに、影響とかがある中で、それに対する対応はそれぞれ自治体間では違っていたと思うのですけれども、その影響と、それに対する対応というのでしょうか、経済的負担も含めて。それ以外の中で、どういようなことがあったかというのは、把握はされているのでしょうか。

森永コミュニティ振興課長

- 今、現状、こちらで把握し切れているかということ、しきれてはおりません。ただし、我々が、それぞれの個別の市町村、実は都内も含めまして、地域名が、住所名が変わったところについて。例えば、コスト面で負担したケースがあるのかということに関しましては、負担しているケースも、幾つか我々としては出てきておりますが、やはり多くの自治体は負担していないということが出てまいりました。ですから、ただそれも、データの全部がそろっているわけではございませんので、一概に言えませんが。ただ、我々としては、コスト的な負担やそういったもので、住所名の変更に対して、それを前提にして理解をもらったということではないのかなということ、我々理解したところでございます。

山口会長

- そうしましたらね、その経済的な負担もしかり。例えば、市町村合併に至るときの、いろいろなご意見があった中を、ある方向性に向かっていくときの合意といいますか、集約していったときの事例なんかというのは、それは全部調べるわけにはいかないのだろうと思いますけれども、幾つかそういうようなものが。こんな形でやってこられたようですよ、みたいなのがあると、また皆さんもわかりやすいのかなと思うのですが。その辺というのは、調査というか、調べるということはできるのでしょうか。

森永コミュニティ振興課長

- やはりですね、自治体数が非常に多いということ、そういったことを踏まえますと、なかなか限界がどうしても出てまいります。ただ、こちらについては、次回以降にお示しすることは可能かなと我々考えております。

山口会長

- 全国全てのはちょっと難しいとは思うのと、やはり都心だとか地域だとか、また状況が違うので。とりわけ参考になり得るようなものが、もし調べられる範囲であったら、それを調べていただいて、ご紹介していただければというふうに思います。お願いいたします。ほかは、いかがでしょうか。
 - 委員。

●委員

- 今のお話ですけれども、市町村合併というのは、大体地方分権の流れの中で行われたことですよ。合併すると、お金が出たとか、出ないかというので、早急にやるという話もあったということですから。今の話と今回の話とをクロスするところはあまりないのではないのかなというふうに思います。それと、個性とか何とかというか、今まで明治以降に名前がついて、おびただしい数の町名というのはなくなってきているわけです。これは麴町区を見てもそうですし、そういう流れがあったということは事実でございますから。そういう流れの中で、全体でどういう、今審議されていることを含めて、どうこれから千代田区はつくっていくのかとか。歴史を大事にするとか、そういうことを基本として決めていかないと。なかなか、いい悪いとか、アカデミックな神田論争をやっても、あまり意味がないかなというふうにも、広範囲にわたっておりますから。そのように思いますし。田畑の名前をつける、つけないというようなことではないのではないかとというふうにも思っておりますので。総合的にその辺はもう少し丁寧にやっていったほうがいいかなというふうに思いますけれども。

山口会長

- ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。今、●委員のほうから言われたのですけれども、やはり、今後、当審議会では、いろいろなご意見を賜って、最終的にはそれを受けた形の中で方向性を出していく形になるのだろうというふうに、この審議会の冒頭でも説明をされたところです。そういった中では、今後の千代田区として、ある意味で歴史性も踏まえ

ながら、どうやっていくかというところの。今回いただいた意見なんかも参考にしながら、方向性を出していくことになるのだろうなというふうに思いますので。そこのところは、伝えてまいりたいというふうには思っております。ほか、何かご意見、あるいはご質問でも結構ですので、いかがでしょうか。どうでしょうか。これまで審議会の中で、いろいろなご意見を賜りながら、3つの整理を事務局のほうでしておりますけれども。この整理の仕方について、何かご質問であるとか、ご意見だとかありましたら、お願いしたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。私なりに、この今回で3回目になるのですけれども、審議会の経過を考えますと、今回、この件に関しての。第1回目は審議会を開く、いわゆる理由と、それから、ここの中で審議をしていただく。これはあくまでも、いろいろな意見を賜って、今後、千代田区が判断をしていく参考にさせていただきたいという形で開かせていただいたこと。それと、あとは、この住居表示に関すること、あるいは、今回、この神田冠称に関する経緯だとか、それぞれのご意見だとかといった現状を、でき得る限り報告をさせていただいて、ご意見を賜ったということでございます。2回目に関しましては、そういった中でも、やはりまだ1回目では理解が得られなかった。例えば、住居表示の範囲であるとか、例えば、場合によっては、いろいろなご意見をいただいているけれども、それなりの正確にどんな方々がこういうふうに言っているかというところも疑問だよねというようなご意見。それから、ある意味で生の声も聞いてみましょうということで、賛成、反対の方々のご意見を伺ってきたと。最終的には、今回、そういった、これまでの両方向の意見も聞きながら、経緯。あとは事務局のほうで、いただいたご意見の中で、調べ得る限りの状況を調べてきたということで。これが全てかということ、まだまだいろいろ調べれば出てくるのかもしれないのですけれども、現時点においての調査の状況をお話をさせていただいたということで。そういったことを考えていきますと、今回、3ページ、4ページに整理をしていただいたところになってくるのかなというふうに思いますけれども。整理の仕方としては、これでよろしいでしょうか。ご意見もないようなので。一応、こんな形で整理をさせていただきながら、そこでまたご意見。例えば、神田の由来等についても、●委員のほうから、そういったアドバイスもあった中で、またご意見を賜りながら、肉づけをするところもあろうと思いますので。ちょっとこういった形で進めるといいですか、さらに整理を進めていく必要があるのかなというふうに思っております。ほか、何でも構わないので、ご質問でも、ご意見でもあったら、いかがでしょうか。

●委員

- 私も3回参加させていただいておりますけれども、ちょっと議論の進みが遅

いような気がします。やはり、最終的には何らかの審議会としての方向性をお示しになるということなのですが、ある程度時期も決めるが1つ大事なのではないかという気がします。例えば、今年度内にやるのか。先が見えないと、どうしても、じゃあ今回また出て、持ち帰って、じゃあ次回でそれを説明して。また次のときに新しい意見が出ると、それを持ち帰って次というような感じが、どうしてもしているものです。時間とお金がかなりかかっています。これもある程度考慮しながら、ゴールというのを決めるのも1つ重要なことではないかと考えます。

山口会長

- ただいま、当審議会における、今後のことも含めた中でのスケジュール的なもの。これはもう一定のところを考える必要があるだろうということ。その辺、いかがでしょうか。

森永コミュニティ振興課長

- こちらにつきましても、スケジュール、我々意識しているところでございます。その中で、今現状としては、次回。今回、ある程度ご意見を賜った上で、次回、そこで最終的に論点というものを確認させていただいて、その論点に対する、それぞれの委員の方のご意見をいただいて。その上で、我々が、ついては考えるということを考えております。ですから、今現状としては、こちら第3回ということで、今日はある意味ざっくりばらんに、それぞれのご質問なども踏まえて、ご質問やご意見などいろいろ出てくると思うのですが。その上で次回。次回には、それをこういうご意見をいただきました。それにつきましては、こうすべき、こういうふうに考えるというようなことのご意見もいただいた上で、さまざまなご意見をいただいた上で、そこから区が、我々としてどう考えるのかということについて、改めて区内で調整をしていくということになるのかなと考えておりますので。今回のこの審議会におきましては、一応次回で1回、こちら終了というのでしょうか。ということを考えているものでございます。もう1点、実は、これは大変恐縮なのですが、この時期に、今回の第3回というのでしょうか、が至ってしまったというのもあるのですが。実は、この2月の後半以降、議会というのが、千代田区議会が始まってしまいます。ですから、時期的に申し上げますと、その3月の終わり、もしくは年度明けということになってしまうかもしれないということは、ご理解いただければと思います。

山口会長

- ただいま、そういう……にあります。そのときに、ぜひ委員の方々は、こうやって本日で3回出てきているので。次回ということであれば、1回目はこんな形でと、いわゆるご紹介をしながら、議論をしたという。やった内容、2回目、3回目と、ある程度整理をしたやつで出していただけると、委員の方も4回にわたっての、この自分たちが議論をしてきたところ。例えば、賛成派、反対派の方なんかのご意見も聞いたとか。その辺が、ちょっと整理されたものが、簡単なペーパーでもいいのですけれども、ご用意していただけると、頭の整理がしっかりできるのかなというふうに思いますので。もし、そういう用意ができるのであったら、ちょっと考えてもらえればと思いますけれども。

森永コミュニティ振興課長

- わかりました。

山口会長

- ほか、いかがでしょうか。どうでしょうか。本当に、ご質問でも何でも大丈夫ですので。●委員。お願いいたします。

●委員

- 欠席ばかりしていたものですから、こんな質問をすると悪いかと思ってずっと黙っていたのですけれども。9ページにですね、地名の変遷等というのがありまして。千代田区が発足したときには、千代田区神田三崎町一から二丁目、神田猿樂町一から二丁目という形になっています。それが20年たって、住居表示法で変えているのです。それ以外の今、私どものいる神田駿河台とかですね、それは嫌だと言って変えなかったのだと思うのです。そのころは、まだよく知らないのですけれども。住居表示法の目的は何なのですか、ということで、ちょっと前にいただいた資料で見ますとね。この法律は合理的な住居表示の制度及びその実施について必要な処置を定め、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。ということは、公共の福祉の増進に資するから神田を取るのだというふうにしか読めない。2条、3条で書いてあります。行政とか何とかやりやすいようにつくる。それは合理的なのだ。この辺が、今回の問題を難しくしてしまった原因だと思うのです。だから、それを言って、賛成派の方、反対派の方のご意見を読ませていただいていると、これ、まとまらないです。それから、もう

1つ、つまらない質問をしますけれども、要望書、出ています。新たなアンケートを求めるといふことで、反対派の方から出ているけれども。これで賛成が多かったら、反対派の方は了解するのでしょうか。ちょっと無理だと思ふ。それは、それぞれの持っている歴史があるのです。だから、その辺を考へて、どういふふうにもつていくかといふのは、非常に難しいと思ひます。ある方は、区の委員になつてゐる方は、住所、神田猿樂町とつてゐますよ。やはり、それだけの思ひ入れがある。逆の方もいらつしやるはずなのです。神田なんか要らないよと、冗談じゃない、つけないでくれよと。じゃあ、それを、どうやつてもつていくかと。非常に難しいと思ひます。もしもやるのだつたら、行政がえいやつとやるほかない。それは、我々委員の意見を聞いて、えいやつとやればいだけですからけれどもね。賛成意見、反対意見を出した上で、行政が責任を持つて、えいやつと決めるほかないのではないかと、いふ感じがするのですけれども。いかがでしょうか。

細越コミュニティ担当部長

- おつしやるとおりでございまして。この審議会自体は、ご意見をいただき、最終的には、ただいま課長が申し上げたように区として判断するといふこととございまして、そのとおりでございまして。

山口会長

- ただいま、●委員のほうから、貴重なご意見を賜りました。今、事務局のほうからありましたけれども、冒頭、この審議会を開催するに当たつて、本来は住居表示に関することを決めていただくといふことなのだけれども、今回、いひゆる、過去にここの中で、随分昔になるのですけれども、審議されてきたといふ経緯を鑑みれば、ここの中でご意見を賜りながら、そのご意見といふものは、いろいろなご意見といふ形になるのだらうと思ひますけれども。それを参考に区のほうでさせていただきたいといふ趣旨で冒頭、区長のほうから話もあつたといふことですので。まさに、それぞれのご意見を十分参考にさせていただきながら、といふことになるのだらうと。最終的には、それを行政のほうで受けるといふ、そういう流れといふことです。ほか、いかがでしょうか。

細越コミュニティ担当部長

- では、本日、いろいろとご意見をいただきましたので、それを踏まえまして、先ほど、課長が申し上げましたように、次回に今日、お示しいたしま

した、その論点について、いただいた指摘を踏まえまして、少し最終的なご意見を頂戴いただきたいと思います。よろしくお願いします。

森永コミュニティ振興課長

- もしも賜れるのであれば、ご発言いただいている方から、一言ずつだけでもいただければ、我々として改めて整理の材料という形にさせていただければと思うのですが。

山口会長

- いかがでしょうか。

●委員

- この要望書なのですけれども、住民が約 1,600 人ですよね。三崎町、猿楽町に住んでいらっしゃる区民の方が。それで、この陳情が 6,200 名の方から出ている。これだけを見ると、反対の人が非常に多いような感じがするのですけれども、これも精査をしないと。事業所が幾つあって、どうしてこんなに出てくるのかなという疑問もあるのですけれども。この精査をちよっとしていただきたいと思いますと思うのですけれども。

山口会長

- 事務局のほう、いかがでしょうか。

森永コミュニティ振興課長

- こちらにつきましては、我々も一応、こちら議会に提出されているものと同じものを我々いただいております。ただし、こちらについては、先ほど申し上げましたが、いわゆる内訳というのでしょうか。その内容について、我々区が、その 6,249 という数字自体、こちらについては、公表して構わないという話をいただいているのですが。その内容、その方がどういう属性にいるのかということについてのご説明については、これはしてくれるなという話を我々、ご提出いただいた反対派の方からいただいているところになりますので。我々としては、ちょっと申しわけないですが、提出はできないということになります。

●委員

- それでしたら、やはり、もし丁寧にこれもやってみようという皆さんの意見があるならば、反対、賛成の方の。例えば、先ほども誰か言いましたけれども、1事業所に1人だとか、1票だとか、そういうことでも、参考になるのかなとは思うのですけれども。もし、やるならばですよ。この要望書、区長にも来ている、議会にも来ているということを考えまして。やらないなら、やらないでも構わないのですけれども、もし、やるとすれば、そういうことも決めないと。もう圧倒的な数字ですから。

山口会長

- その辺も、ちょっと参考にさせて。

森永コミュニティ振興課長

- 今後の検討の参考にさせていただければと思います。

山口会長

- ほか、どうでしょうか。●委員。

●委員

- 私も●委員と同じ意見なのですけれども。要するに、賛成派の方、反対派の方からご意見を聞いたところ、賛成派の方は神田ブランドというものに対しての一体感とか、帰属感という思いなのだろうと思うのです。先ほども、ちょっと事務局のほうから出ましたけれども、あるテレビでインタビューをしているのを見まして、そうしますと、反対派の方は、神田は嫌いなのだという話をされていたのです。前回、私も反対派の方に、改めてご相談、お願いに行ったら、どうでしょうかと。私たちは、一切思いは変えませんということでしたので。これはやはり、いくら話し合っても、あるいは、ここで議論しても結論は出るものではないのだと思うのです。ですから、このアンケートの回収率の51%も少ないということですし。本来であれば、1割から3割がアンケート、あるいは世論調査などをとっても、戻ってくるのが、そうだということなので。51%で少ないと言われてしまうと。また、金をかけてアンケートをとって、果たして、それでその結果に満足いかれるのか、いられないのかということもありますし。これ

やはり、●委員の言うように、ある程度議論したら、また●委員もお話になっていましたけれども、一定のところで、行政判断をするべきなのだろうなというふうには考えております。

山口会長

○ ありがとうございます。●委員、いかがでしょうか。

●委員

○ ●でございますが、私など主婦は、随分難しいなと思ひまして。簡単だなと最初は思っていたのですが。考えてみたら、私たちも外神田で、要するに、昔の神田の地名をとられてしまったわけですね。今になって思うと、昔は神田台所町。三越なんかに行くと、笑われたのです、店員さんに住所を書きますと。そして、嫌だなと思っていたのですが、今になって思うと、神田台所町。昔は御台所（みだいどころ）、「御」という字がついていたのです。そのほうがよかったなと、今になって思ひまして。●さんのおっしゃったとおり、いつまでもいつまでもやっても、切りがないのではないかなと思ひます。済みません。

山口会長

○ ありがとうございます。●委員。よろしいでしょうか。

●委員

○ 皆様のご意見のとおりだというふうに思ひますけれども。神田という地名のアカデミックな要素というのはいろいろありますし、広範な意味で考えると、神田（しんでん）だとか田畑とか、そういう考え方も神田山をやって、それから日本橋とつながった地域を神田と呼ぶとかということは昔から言われておりますから。それは皆さん、ご承知のとおりだというふうに思ひしております。また、賛成派が言うことは、これはこのとおりでしょうし、反対派が言うことというのも一理はあるかもしれませぬ。ただ、歴史ということではいうなら。ただ、歴史というのも繰り返されておりますし、変わってきております。その時代によって、その考え方によって、つくられていくものであろうかというふうに思ひますので。そのへんは、やはり、行政的な判断でやる以外には、最終的にはないというふうには思ひざるを得ませぬ。個人的な意見ということをごここで言ったら、皆さん、ひっくり

返したように、多分なってしまうのだろうというふうに思いますので。その辺は、最終的には行政判断、大変でしょうけれども、お願いする以外にはないのだろうなというふうに思います。また、それからアンケートに関しては、猿楽町と三崎町で実施した、1,600人だ、6,200だという話がございませぬけれども。それは、企業というのは非常に流動的でもあります。麴町地区でも、町会費をもらっていても、翌年いなくなってしまうとかいうこともございませぬし。従業員に関しても移り変わりが多い。ということの中で、果たして、その住民。それは法人格ですから、税金も納めていますけれども。それを尊重するならば、1票であるとかいうことを、今後のことにおいても、そこも含めて、もしアンケートを実施するならば、●さんのおっしゃるとおりに、どういうふうに決めるかということは大事なことであろうかというふうに思います。その旨で、全体的、何票あるかということもあるし。もう1回そういうことを行うのだったら、説明を全部しなければ。やはりあの恣意的で、そんなのはどっちでもいいじゃないかと。じゃあ、ないほうがいいやというふうになるかもしれませんし。そうではないという思いの住民の思いというのも、非常に熱いものがございませぬから。果たして、それがいくのかどうかというのもございませぬから。答えになっているかどうか、意見になっているかどうかわかりませぬけれども。全体的には最終的な判断はそうだと。行政判断です以外ない。その際には、やはり歴史というものを、どういうふうに見て、今の現時点で、そういう歴史というものを、神田とつける歴史を、これから千代田区は背負っていく。または、三崎町は三崎町でいいじゃないかという判断にするかということの判断であらうかというふうに思います。神田という、その一般的な意味での新田という意味合いで考えては、昔から神田というのではないというふうには、私は千代田区の一員として、そのように思っておりますけれども。それは間違いなく。よろしいですか。済みませぬ。

山口会長

○ ありがとうございます。●委員はいかがですか。

●委員

○ 大変、資料をお願いした立場でいうと、丁寧に資料を集めていただいて、ありがとうございます。変遷が確かにあったのですけれども、やはり明治になってからのところで、多分神田警察署も、明治8年に創設をしたと聞いていませぬし。千代田区という行政体とは別に、消防署、警察署、それから郵便局、税務署、これは神田麴町というふうな形に千代田区の中になっっているわけで。それが、ずっと現在まで、恐らく明治のところから。そ

ういう区という行政とは別に、警察署、消防、税務、郵便局。保健所は、千代田区になって1つになりましたけれども。そこところが、綿々と続いているので。その中に帰属しているというのが、実は、自分の気持ちの中で考えてみると、やはり神田警察署の中にいるのだという、例えば、私でいえば。そういう帰属意識というものはあるので。これは多分、この変遷で見ると、明治からのスタートが、多分皆さんの気持ちの中にあるのかなと。現在も消防署も警察も、その管内という、そういう気持ちはずっと続いて、皆さんの思いがあるのかなという。資料から、そういう感想を思いました。

山口会長

○ ありがとうございます。●委員、いかがでしょうか。

●委員

○ 私は今、神保町地区の連合町会長ということで、この席に参加させていただいています。また、神保町地区、当事者町会3町会ですね、私どもの町会なものですから。当然この審議会が始まる前に、12町会の連名で、賛成ということで要望書を提出させていただいた者の1人なのですが、これまで各委員の皆様方のご意見。本当に地域住居表示の変遷ですとか、町名、神田の変遷とか、そういうことを、確かに、それで明らかにすることも大事かもしれませんが。それはやはり重要な判断の材料になることかどうか分からないのですが。今、現実には、生活、住まわれている方、商売をされている方、そしてまた、今、地域の構成員の方が大変複雑な構成になっておまして。マンションに住む方、また当然企業におる方もあるし。その神田に対する1つの意見をまとめるということが、いかに難しいかということは、町会を運営する上でも、皆様ご苦労されていることだと思うのです。やはり、もう簡単に、神田に対する思いなのです。私たちが訴えるというか。その1つ、1点をもって判断していく。そしてまた、当然、反対派の方々のご意見を頭から否定するものでもないし、それはそれで大事なことであると受け入れるものでもあります。その中で、三崎町町会、猿楽町町会、三崎町一丁目町会の3人の町会長様が提出された、その思い。その思いだけをお伝えする。やはり賛成派として、立場なのですから。どうしても、この場の委員の発言というのは、どうしても控える傾向にあったのですけれども。そのことはご理解いただいて、判断していただければいいなと思っております。

山口会長

- ありがとうございます。●委員。

●委員

- この住居表示の実施から、もう40年たつわけです。それで神田に戻せと。で、正直、私の感想は「今さらながら」というふうに思います。もし、ここに神田という名前をつけて戻すならば、この附帯決議にあるように、社会的、経済的安定性を確保すると。それを十分やっていた上で、行政で判断していただきたいと思います。それと、これが前例になるということです。今まで実施された後で、元に戻ったというケースはないわけですよ。前例になるということもよくよくお考えの上で、行政で判断していただきたいと思います。

山口会長

- ありがとうございます。●委員。

●委員

- 3回参加させていただいて、ご意見を聞けば聞くほど、本当に正直言って、聞けば聞くほど、判断しかねるような題かなと思っております。ただ、神田、もうあまり歴史的なとか、文化的という言葉ではなくて、単に、神田という言葉、神田という地名に対する愛着というかが、一番根本にあるのかなと思うと。例えば、私どもの町会、私のほうの連合町会も町会名としては、みんな、ここ10年ぐらいの間に全て、また、神田という冠称をつけているのです。神田松枝町、神田大和町と。そのように、やはり神田という言葉に対する、いわゆる昔から住んでいる人にしろ、住民にしろ、ある程度は神田に対する思い入れというのは強いのかなと思います。ですから、その辺のところを決める以外に、あれこれ、歴史的な事実とか何とかほじくり出してもしょうがないかなと私は思います。最終的には、この審議会というよりは、行政のほうで最終的に、この一番難しい問題を判断していただくのが一番いいのかなと思っております。

山口会長

- ありがとうございます。それでは、●委員。

●委員

- いろいろとご意見を伺ってしまして、もし神田という名称が復活した場合、我々の神田公園地区にも、内神田地区がありまして。お祭りなどになると、昔の町名でみこしを担いでいる。当然、もし復活することが可能だったら、神田、昔の名前でもってもう一回お祭りもやりたいだろうし。そうする思いというのは、みんな強く持っていると思うのです。だから、この住居表示審議会の成り行きというのは結構関心が高く、みんな見守っているのではないかと、そういう気持ちがあります。

山口会長

- ありがとうございます。●委員。よろしいですか。

●委員

- 実は私、郵便局という立場で、この審議会に参加させていただくに当たって、もう三崎町、猿楽町が町名変更で、神田を冠称を前提に議論されるのかなということを思いまして。それでは、じゃあ郵便局として、今まで三崎町、猿楽町で来ていた郵便物が、今度、神田三崎町、神田猿楽町になるわけです。それに何か支障があるのかどうか等々、いろいろ考えて、それを持って臨んだわけですが。どうやらそれとは、まだ議論の方向性が違うような形になって。結論から言うと、神田がつこうがつくまいが、郵便物は正しくお届けしますと。それだけを私、持ってですね、臨んだつもりです。それともう1つなのですが、これはちょっと議論から外れてしまうのですが。今、私ども当然、神田地域の郵便物をお届けしてございまして、私も気になって、郵便物がどういう宛名を書かれてくるのだろうかということに興味を持って。今日も実は見てきたのですが。神田神保町、神田駿河台、いろいろありますけれども、結構略して、千代田区駿河台とか、千代田区神保町と書かれてくる郵便物というのは結構目につきました。ですけれども、逆にいえば、それだけ、その神保町だとか駿河台というのは、神田というのは広く定着しているのかなという気がしました。ちょっと議論から外れてしまっ、申しわけないですが。

山口会長

- ありがとうございます。●委員、お願いします。

●委員

- 消防署の立場から申し上げますと、緊急車両が、消防車なり救急車なりが、はやく正確に現地に到着するというのが私どもの任務でございますので。どちらにすべきかということについては、消防署側としては意見を特に持っておりませんが、この、皆様の思いというものが、結構複雑な思いを皆さん、それぞれお持ちだということを十分に理解させていただきました。結論に従う形で、我々も迅速に出動するというについては、何ら変わりはありませんので。皆様方のご意見をいろいろ伺いながら、今後も進めていきたいと思っております。

山口会長

- ありがとうございます。●委員。

●委員

- ●委員と一緒に、管内の官公署という立場で出させていただいております。それぞれの官公署には、それぞれの行政目的というのがあるので、その行政目的を実現するために何か、意見を述べるようなところがあれば、意見を述べさせていただきますけれども。●委員と一緒に、私どもとしては、特に重大な行政目的達成に障害が出るというようには感じておりませんので、今のところは静観させていただきつつ。ただ、今回、議論を聞かせていただいて、この審議会が丁寧に、いろいろな議論を尽くされているなどという感想は受けております。以上です。

山口会長

- ありがとうございます。それでは、●委員。

●委員

- ●と申します。今回、初めてこういう会に参加させていただきました。たまたま私も家にいるときに、ケーブルテレビで、賛成の方と反対の方が意見を論じているところを見させていただきました。そのときに、やはり距離があるなということをととても感じまして。これをどうにか近づけるということは、大変難しいことではないかなということ、画面を通して感じました。なので、やはりある期間を設けて、行政のほうで検討していただく

のがいいのではないかというのは私の意見でございます。ありがとうございました。

山口会長

○ ありがとうございました。● 委員。

● 委員

○ 意見をなかなか申し上げづらいといいましょうか、申し上げずに今日まで来て、ご指名をいただいて発言をしていることに、大変申しわけなく思うところですが。意見を申し上げられないというのは、それだけ難しい問題であって、真っ向ぶつかり合っているということだと思っております。まさに私、教育委員会を代表した形で参加をさせていただいている、中央区民ですので。そういう部分が、まさに、何ていいましょうかね、大変意見を申し上げづらいなという感じのところでは。今日いただいた資料の中の資料の1番というのが、前回の議事録の抜粋といいましょうか、要点をまとめたものです。これなどをずっと読ませていただくと、賛成派、反対派という表現ですが。賛成派のほうは、やはり時代のニーズに応じてというか、時代にマッチしてというのでしょうか。さらには、先ほどもいろいろご説明があった、表示変更のときの附帯決議だとかというようなことから、前へ戻ることも可能ではないか。戻ってもいいではないかというニュアンスのものが大変意見として多いわけでは。さらに反対派のほうでは、もちろん、ここに表現し切れていない部分というのはあろうと思えますけれども。もっと手続をしっかりとやりなさいというニュアンスが多くなっているのかなというふうには私は受けとめております。これはまとめ方の問題もあろうと思えますけれども。そうするところで、賛成、反対、それぞれの理屈があつてという、さらに表現があると、もうどうしようもなくなっているわけでは。まさに、判断できない状況。だから、発言できないということになると思っております。新たにアンケートを実施することの是非論というものもあると思えますけれども。この会議を進展させるためには、1つの方向なのかなというふうにも思えますし。いずれにせよ、最終的には行政判断なのかなと思えます。ただ、そのときに、現在の真っ向ぶつかっている状況解決、問題解決という言い方でもいいと思えますけれども。問題解決をするという視点で対応していくのか、行政が。そうではなくて、千代田の表示というか、町名ですよね。町名のことに関して、今後どうするかという、そういう視点で、当然のことながらいくべきなのだろう。ほとんど同じようなことを言っているようだけれども、多少ニュアンスが違うと思っております。問題を解決するのと、今後の方向性、もっと大き

い意味で、行政として判断して掲示していくというのでしょうか。そのあたりに持って行っていただくしか、解決方法がないのかなという感じを抱いております。

山口会長

○ ありがとうございます。●委員。

●委員

○ 先ほど、私の考えはお話しましたので、全然別の話をすると、今私のほうには神田駿河台二丁目にあります。神田冠称は、私自身の考えとしては、駿河台西紅梅町なのです。町会が駿河台西町会と東町会とあります。そこで省略してしまったのですけれども、昔の名前は神田区駿河台西紅梅町です。やはり、それは懐かしいのです。地名というのは、先ほどどなたがお話になりましたけれども、昔からのものを持っているのです。この5ページに、神田の歴史的意味。神田の歴史的意味ではなくて、その地名というのは非常にその土地をあらわしているのが多いので。今、ちょっと話が全然飛んでしまいますけれども、災害とかいろいろなことがあるときに、昔の古地図の地名を見ると、大体検討がつく。ここは水が出たら水没する、けれども、その中でも、ここだけは残る。それは古地図に全部書いてあるのです、表現として。だから非常に大事なので、住居表示の問題ではなくて話しています。住居表示とは別に、ここにありますが、地名の変遷等。私自身は千代田区の神田じゃないのです。千代田区の地名の変遷を、猿楽町、三崎町だけでなく、全ての地名というのは、どういうふうに変わってきたかというのを1回出していただくとよろしいのではないかなと。それを見れば、皆さんもおわかりになると思うのです。こういうふうに変わってきたのかと。やはり、新しい方は猿楽町で入ってしまっていますから。だけど、猿楽町にどういうふうに変わってきているのだとか。何でそういうふうについたのかというのが、わかるような、そういう資料を別につくっていただくといいなという気が非常にします。この会議のあれからは外れていますけれども。

山口会長

○ ●委員、ありがとうございます。●委員。

●委員

- 私は秋葉原東部連合町会というところで、住民の立場で、私はここに参加させていただいていると思っております。この、いろいろな両者の意見の違いの中で、私が感じたことを少し申し上げたいと思うのですけれども。神田に対する愛着心というか、そういうことでちょっとお話させていただくと、私どもの町会は、神田佐久二平河町会という町会なのですが、佐久二平河というのは、神田佐久間町の二丁目と、麴町平河町と一緒にになった町会なのです。被災地に、この防火の観点から、麴町の平河町の一部が代替地として来て、一緒に町会になっていると。今は神田佐久二平河町会ということでやっているわけなのですが。神田に対する神の田んぼだ何だということよりも、私たち住民が感じているのは、神田はそんなに悪くはないのではないかなと思っております。神の田んぼで、武家と何とかとかいうと、私たちの隣の町会は、和泉町というのですけれども、藤堂和泉守様のお屋敷で、前は1番地、2番地しかなかったのです。1件で全部町会ができていたという感じでした。だから、まちというのが、武家と町民ということが混然一体となっているところが、千代田区全体でそうなのではないかなと思っております。神田ということについては、皆ちょっと思うと思うのですけれども、秋葉原東部連合町会というふうな名前になっているのですけれども。みんな、神田何々町という名前です。秋葉にすると、世界的にいったら、秋葉は有名ですよ、今は。でも1つも秋葉という名前はつけていません。秋葉町会というのは、台東区にありますけれども、千代田区にはないです。それほど、神田に対する愛着心というのがある。だから、武家だ、町民だ、職人だということは全然考えずに、神田というものが、文化をつくってきたと私は思っております。そういうことで、あまり神田は神の田んぼだ、どうのというよりも、もう少し文化的な意味で、広い意味で捉えていただきたいと思います。それから、いろいろな、煩雑な影響が出てくると思うのですけれども。先ほど、警察から、消防から、郵便物ということで。そういうのは極力なくすことが大事だと思っております。市町村合併ができていても、今考えている以上の規模で行われたと思うのですけれども。ある程度の混乱はなくできているのではないかなと思っております。猿樂町、西神田の方の企業の人たちの意見も、確かにどんどん変わりましたので、聞く必要もあると思うのですけれども。先ほど、●委員からちょっと出たと思うのですけれども、事業所は大分変りますよね。だから、そこをどのぐらいの見方で、アンケートの中に反映させるかというのは、もう一度考えなければいけないのではないかなと思っております。以上です。

山口会長

- ありがとうございます。●副会長。

●委員

- ●でございます。前回のときに、賛成派、反対派の意見を伺いましたけれども、賛成派の方は、非常に温和な感じで接していただけたのですが、反対派の方はかなり強硬に感情論をぶつけてこられまして、ちょっとびっくりいたしましたけれども。やはり非常に難しい問題だなというのは、前回から感じておりまして。神田駅の周辺には、まだ神田という冠称がついた町名が20幾つありまして。猿楽町はもう昭和44年に神田冠称を取られまして、もう50年の時期がたっておりますので。これからつけるというのは、非常に難しい問題かなというのも感じておりまして。行政のお立場も考えながら、今後よろしくお願ひしたいと思ひます。ありがとうございます。

山口会長

- それでは、各委員の皆様方に、まさに率直にご意見をいただいたのかなというふうに思っております。先ほど来、事務局のほうからもありましたように、こうした皆様方のご意見というものを、これを参考にさせていただきながら、最終的に行政のほうでという形になろうというふうに思ひます。今日いただいた意見というのは、非常にいろいろな角度から言ひいただいたのかなと思ひますので、行政のほうも、しっかりこのところを参考にさせていただきたいというふうに思っております。それでは、大体ご意見を伺ったということで、本日はこの程度ということにさせていただきたいと思ひますけれども。事務局のほう、何かございますでしょうか。

森永コミュニティ振興課長

- 改めて3点ほど、ご連絡させていただきます。まず1点目。今お配りさせていただきました前回の議事録につきましては、こちらホームページ上に公開させていただきます。その上で、こちら12日までに、最初に申し上げましたが、来週の水曜日になのですが。までに、こちらコミュニティ振興課宛てにご連絡いただひて、ここはちょっと修正してほしい、修正するべきだというようなご意見をいただければ、こちらのほう最大限反映して。できる限り早い段階で、ホームページで公開させていただければと思ひますので、よろしくお願ひいたします。続きまして、2点目でございますが、報酬のお支払いについてでございますが、まだお受け取りになっていない

方がいらっしゃいましたら、後ほどお渡しさせていただきますので、その際には印鑑が必要となりますので、ご準備をよろしくお願いいたします。また、先ほど申し上げた、次回の開催ということですが。本日さまざまなご意見をいただきまして、改めてこちらのほう、議事録という形で整理させていただいて。その上で、それぞれのご意見を踏まえて、やはり総合的に考えるところだというような形で出てくるかなど、我々理解しております。ということも考えまして、次回で1回、こちらのほう、今回の審議会については一旦終了という形で考えておりますので、こちら開催をまた改めて日程などの調整、連絡させていただきます。実は、こちら、先ほど申し上げました、議会の関係がございまして、3月の終わり、もしくは4月に入ってからということになってしまいますので。申しわけございませんが、その旨ご理解いただければと思います。改めて日程の調整の連絡はさせていただきますので、よろしくお願いいたします。事務局からの連絡は以上になります。

山口会長

- よろしいですか。それでは、これをもちまして、本日の審議会のほうを終了させていただきたいと思っております。どうも、委員の皆様、ありがとうございました。

—了—